

【社会福祉協議会とは】

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により社会福祉を目的とする事業を企画・実施したり、調査や連絡調整などを行う地域福祉推進の中心的な担い手として位置づけられています。

地域に暮らす高齢者をはじめ、すべての町民が一人の人間として尊重され、お互いに理解し合い連携して共に支えながら、住み慣れた地域で健康で安心して暮らすことができる福祉のまち（地域福祉）を実現するために、社会福祉法に基づき町民及び公私の福祉機関、団体などにより構成された公共性の高い民間社会福祉団体です。

【社会福祉協議会の役割（社会福祉法第109条に規定）】

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④ 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業の実施